平成 25 年 5 月 27 日 復 興 事 業 局 都 市 整 備 局

津波浸水区域における新たな支援制度等について

1. 津波浸水区域における新たな支援制度について

(1) 概要

本市では、これまで、「津波浸水予測区域」(別図「区域A」)において、安全な住まいの 確保を目的として、より安全な地域への移転等に対する本市独自の支援を行ってきたところ である。

このたび、宮城県より東日本大震災復興基金交付金(津波被災住宅再建支援分)が配分されたことを受け、3.11 における「津波被害区域」(別図「区域B」)までを対象に、現地で再建される方や、市内に移転をされる方の速やかな住宅再建に資する、新たな支援制度を創設する。

(2)制度の内容

①現地で住宅を建て替える方への支援

1) 対象区域

東日本大震災による津波浸水区域のうち,災害危険区域(平成23年12月16日指定)を除く区域とする。(別図「区域A」及び「区域B」)

2)対象者

以下のいずれかに該当する者で、かつ、震災により「全壊」又は「大規模半壊」した住宅を建て替える者とする。

- ア 被災時に対象区域内において居住していた者で,被災時に居住していた住宅を所有 し,又はその住宅の敷地を所有していた者
- イ 被災時に対象区域内において、親族が所有していた住宅、又は親族がその敷地を所 有していた住宅に居住していた者
- ウ ア又はイの親族で、これらの者の住宅の再建を行う者

3)補助対象

対象区域内の対象者が,現地で住宅を建て替えるための資金を金融機関等から借り入れる場合に、建替え資金借入利子相当額に対して補助するもの。

4) 現地建替資金借入利子相当額の補助金の上限額

250 万円

②移転して住宅を再建する方への支援

1) 対象区域

東日本大震災による津波浸水区域のうち,災害危険区域及び津波浸水予測区域を除く 区域とする。(別図「区域B」)

2) 対象者

以下のいずれかに該当する者で、かつ、震災により「全壊」又は「大規模半壊」した 住宅を再建する者とする。

ア 被災時に対象区域内において居住していた者で,被災時に居住していた住宅を所 有し、又はその住宅の敷地を所有していた者

イ 被災時に対象区域内において、親族が所有していた住宅、又は親族がその敷地を 所有していた住宅に居住していた者

ウ ア又はイの親族で、これらの者の住宅の再建を行う者

3)補助対象

対象区域内の対象者が,市内の市街化区域に移転する際に,住宅を再建するための資金を金融機関等から借り入れる場合の再建資金借入利子相当額や住居の移転に伴う費用に対して補助するもの。

なお、農業や漁業を営む者については、市内の市街化調整区域に移転する場合も支援 対象とする。

4)補助金の上限額

移転再建資金借入利子相当額の補助金の上限額

住宅建築費を借り入れる場合 : 250万円 土地購入費を借り入れる場合 : 150万円

・住居の移転に伴う費用(引越し費用)の補助金の上限額

20 万円

(3) 事業期間

平成25年8月(予定)から平成30年3月31日の5年間 なお、本制度創設前に住宅を再建した場合についても遡及して適用する。

(4) 既存の独自支援制度との関係について

今回創設する支援制度と津波浸水予測区域で行っている既存の独自支援制度との関係は下表のとおり。

	別図「区域A」		別図「区域B」
	利子相当額の補助(上限	盛土・基礎の嵩上げに対す	利子相当額の補助(上限
	額)	る補助(上限額)	額)
現地建替	<新規>	<既存>	<新規>
	住宅建設:250万円	460 万円	へ 机
	(盛土・嵩上げ補助との併用可能)	(事業期間はH33末まで)	住宅建設:250 万円
移転再建	<既存>		<新規>
	住宅建設:444万円		住宅建設:250万円
	住宅用地:264万円		住宅用地:150万円
	引越し等: 78 万円		引越し : 20万円
	(事業期間は H33 末まで)		

(5) 対象世帯と総事業費

対象世帯 約2,800世帯

総事業費 約21億円(平成25年度分として約8億円を6月議会補正予算計上)

2. 津波浸水予測区域からの移転先における道路等の整備について

(1) 概要

津波浸水予測区域(別図「区域A」)から市街化調整区域に 5 戸以上まとまって移転する場合に、市が移転先の道路や上下水道を整備する。

(2) 目的

市街化区域に隣接・近接する地域への集団的な移転を誘導することにより、コミュニティの再形成や、道路等公共施設の維持管理の効率化を図ることを目的とする。

(3) 市が道路等の整備を行う要件

被災時に津波浸水予測区域に居住していた住民が、以下の要件等を満たした開発行為を 行い移転する場合に、市が道路等の整備を行うものとする。

- ア 全壊等住宅の代替えとして、5戸以上まとまって市街化調整区域に移転すること。
- イ 移転者は市街化区域に土地を所有していないこと。
- ウ 移転先は農用地を含まず、市街化区域に隣接・近接していること。
- エ 移転先の道路予定地は市に無償帰属するものであること。

(4) 事業費

約3億円(6月議会補正予算計上)



444万円上限

住宅用地の利子相当額補助 264万円上限

・引越し・解体補助

78万円上限



· · 区域 B



· · · 災害危険区域